

第三次聖籠町こども 読書活動推進計画



聖籠町教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の対象と期間	1
3. 計画の基本方針	2
4. 計画の推進と評価	2
5. 一人一人のこどもに合わせた読書環境づくり	3
6. 聖籠町のこどもの読書活動の状況	7

第2章 計画推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進	11
2. 園・学校における読書活動の推進	
I 幼稚園・こども園・保育園	16
II 小学校・中学校	20
3. 町立図書館における読書活動の推進	26
4. 関係機関・団体等の協力、連携	32

○ 参考資料	34
資料1 第二次計画における町立図書館の数値実績	35
資料2 移動図書館車の学校別一人当たり貸出冊数	36
資料3 町立図書館から小中学校への団体貸出冊数	37
資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年法律第154号)	38
資料5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (令和元年法律第49号)	41

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。しかし、読書活動がどんなに意義のあることだとしても、こどもに読書を強制できるものではありません。大切なことは、こどものころから本に親しみ、自ら進んで本を読む習慣を身に付けることです。そうして得た読書習慣は、こどもの生涯を通じた宝物になります。

国では、平成 13 年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次基本計画)を策定し、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策を示し、その後、おおむね 5 年ごとに計画を変更し、こどもの読書活動を継続的に推進しています。

新潟県でも、平成 16 年 3 月に「新潟県子ども読書活動推進計画」(第一次)、平成 21 年 3 月に同計画(第二次)、令和 2 年 3 月に同計画(第三次)を策定し、その中において市町村等が主体的に取り組を進めることを期待しています。

これらの計画を踏まえ、聖籠町においても、あらゆる機会と場所において読書活動ができる環境づくりを推進するため、平成 28 年 1 月に「聖籠町こども読書活動推進計画」(第一次計画)、令和 2 年 11 月に 5 年ごとの見直しを図り二次計画を策定してきました。

本計画では、第二次計画の基本的な考えを継承するとともに、第二次計画期間中の取組の成果と課題を整理しています。また、国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」や「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、時代に合わせ読書環境の変化を捉えながら、様々な理由で読書をすることに困難があるこどもを含めた聖籠町のすべてのこどもたちが読書習慣を身に付けることを目指して策定いたします。

2. 計画の対象と期間

本計画の対象とするこどもは、0 歳から 18 歳までとします。また、こどもたちの読書環境の整備や読書活動の推進に関わる保護者、ボランティア、教職員及び行政担当者等も対象とします。

本計画の期間は令和 7 年度から 11 年度(第三次推進期間として 5 年間)とします。

3. 計画の基本方針

(1)こどもが読書に親しむための機会の提供と環境づくり

急速に変化するデジタル社会に対応するとともに、多様なこどもたちの個別最適な読書環境を実現するために、こどもの発達段階や一人一人の個性に応じた読書支援を行い、こどもの生活の中に読書が根付くよう環境づくりに努めます。

(2)家庭・校園・地域の協力と連携による取組の推進

こどもたちが、多様な機会を捉えて効果的に読書を進めていくために、家庭・校園・地域の様々な主体が相互に連携と協力を図りながら計画を推進します。

(3)こどもの読書活動に関する広報・啓発

こどもの身近にいる大人に対し、児童書やこどもの読書に関連する活動などの情報を幅広く提供します。また、園、小・中学校、町立図書館等の関係機関は、こどもの読書活動について理解と関心を深めるため、様々な機会を通して町民に対しその意義や重要性について広報活動を行い、啓発を図ります。

4. 計画の推進と評価

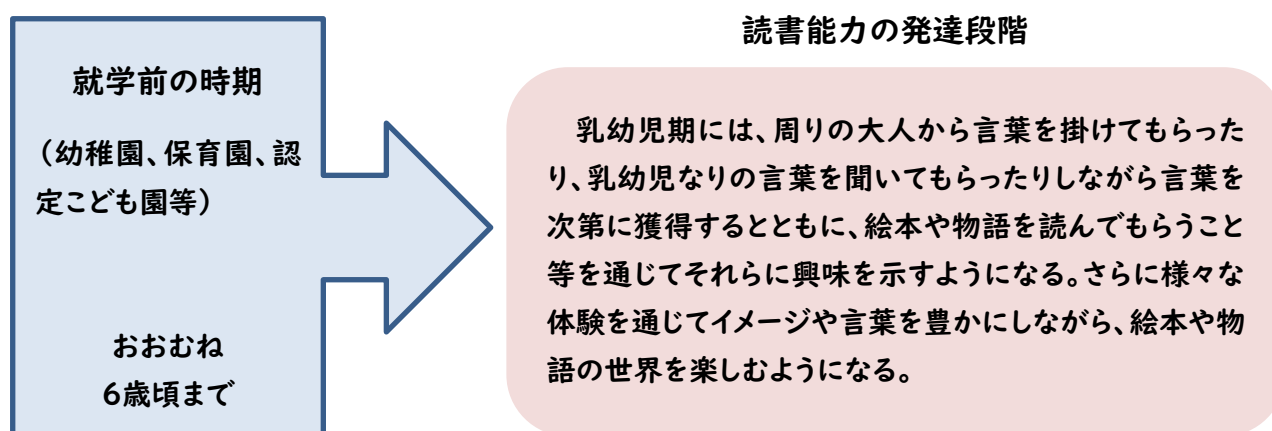
本計画を推進するため、関係機関が連携し相互に意識を高め合いこどもの読書活動の充実を図ります。取組状況の共有、点検、評価、見直しを行い、随時検証に努めます。

また、図書館の取組においては、図書館評価における「I こどもたちの心を豊かに育む図書館」の項目をもって評価・検証します。



5. 一人一人のこどもに合わせた読書環境づくり

こどもの発達段階に合わせた読書習慣を育むことは、学力向上や情操教育に非常に重要です。第三次計画では、文部科学省「子供の読書活動推進に関する有識者会議論点まとめ」(平成 30 年 3 月)が示した読書能力の発達段階に合わせた推進方策を下記のとおり進めていきます。



第三次計画における推進方策
○ この時期は、まだこどもたちは自分で本を選べない時期であるため、周りの大人たち、特にこどもの読書の基盤となる家庭に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く伝え、こどもと保護者の読書活動が一層進むように努めます。 ○ 幼稚園・こども園・保育園においては、こどもたちが絵本や物語と出合っ、イメージをふくらませ世界を広げることができるよう、町立図書館や地域ボランティア等の協力を得ながら、多様な読み聞かせや遊び等の活動を行っています。 ○ いつでもどこでも本に触れられるような環境整備を行っています。

読書能力の発達段階

（低学年）

本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

小学生の時期

おおむね
6 歳から
12 歳まで

（中学年）

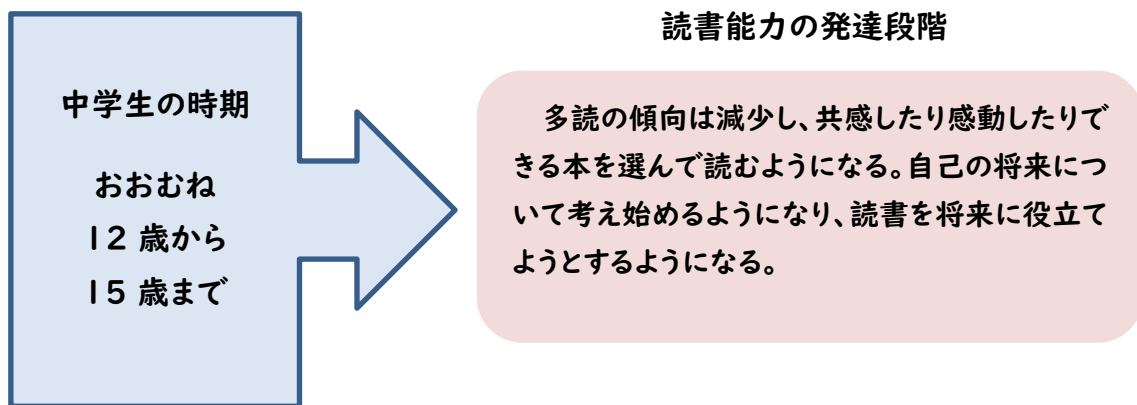
最後まで本を読み通すことができることもとそうでないことの違いが現れ始める。読み通すことができることは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

（高学年）

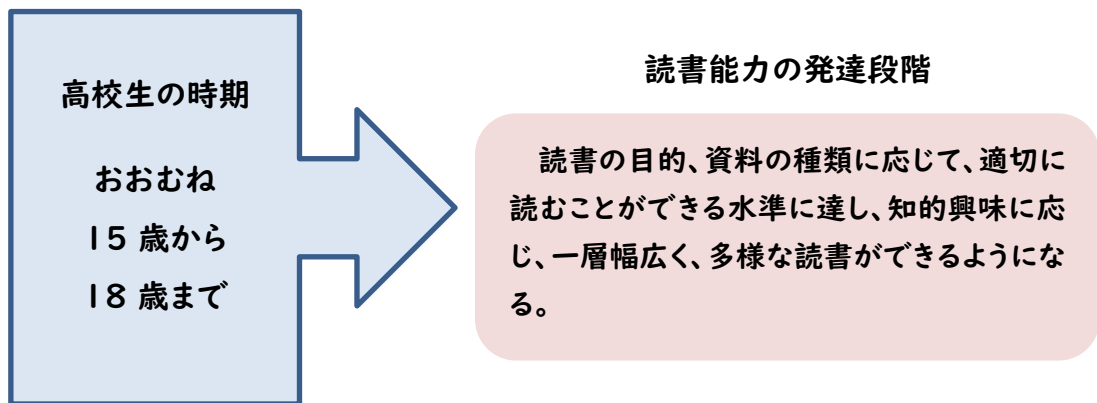
本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

第三次計画における推進方策

- 多読の時期に入る子どもたちが多くの本に触れ、活用できる力を育めるよう環境整備を行います。特に子どもが一日の中でも多くの時間を過ごす学校において、蔵書や施設の整備、学校司書・司書教諭・担任らの人的環境、学校内の協力体制の整備等を進めます。
- 家庭・学校・町立図書館等、関係機関の相互連携を強化します。



第三次計画における推進方策
○ 自分で本を選ぶようになったこどもたちに対しては、その興味関心に対応できる読書環境を整えていきます。蔵書だけでなく、学校内での読書時間の確保等にも努めます。 ○ 非常に多忙なこの時期のこどもたちに向け、読書の楽しみを伝え、本を通じて人生を豊かにできることが伝わるような様々な催しを企画します。 ○ 家庭・学校・町立図書館等、関係機関との相互連携を強めます。



第三次計画における推進方策
○ こどもたちは大人と変わらない読書力を身に付けていたとしても、経済的な面等から大人と同じ読書環境に恵まれているとは言えません。家庭や町立図書館等がこの時期のこどもの読書を支え、多くの本と出合えるよう環境を整備していきます。

前述の読書の発達段階はあくまで目安であり、こどもの発達は一人一人異なります。個々のこどもの状況に合わせ、乳幼児期から切れ目ない読書支援を行っていく必要があります。

また、一般的な発達に合わせることで取りこぼされてしまう、様々な困難を伴うこどもへの支援にも力を入れていかなければなりません。読書の困難は、その障害となる事由が一人一人異なるため、大人が注意深くこどもに気をかけ、配慮していく必要があります。

2019 年 6 月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(以下「読書バリアフリー法」)第 7 条を受けて、国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」(以下「読書バリアフリー基本計画」)が公表されました。地方自治体にも第 8 条で「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」(以下「読書バリアフリー計画」)の策定が努力義務とされています。

第三次計画期間中には、当事者、関係機関が連携して聖籠町における読書バリアフリーに対するニーズ等を捉えて対策を検討し、電子書籍などを含む障がいを持った方も利用しやすい資料の検討・整備を進めていきます。



聖籠町立図書館 壁面装飾

6. 聖籠町のこどもの読書活動の状況

『学校読書調査』(全国学校図書館協議会/2023年実施)によれば、小・中学生及び高校生の読書冊数の推移は、ここ数年間の状況を全体として見た場合、微増傾向にあり、不読者(5月の1か月間に1冊も本を読まなかったこども)の割合(不読率)も下がってきています。

聖籠町において、二次計画における小中学校の数値目標の達成状況は、小学6年生と中学3年生を対象に行われた全国学力学習状況調査の令和元年度と令和5年度の調査結果を比較すると、平日1時間以上読書すると答えた小学6年生のこどもの割合が 2.9%低下しています。また、平日全く読書しないと答えたこどもの割合(不読率)も特に小学校6年生において、令和5年度では聖籠町は 30.7%となっており、県の26.8%、全国の24.5%に比べ高い不読率となっています。

平日1時間以上読書するこどもの割合(%)

小学6年生

	R1	R5
聖籠町	16.6	13.7
新潟県	15.2	14.5
全国	18.3	18.5

中学3年生

	R1	R5
聖籠町	10.6	11.4
新潟県	13.2	13.2
全国	12.4	13.8

平日全く読書をしないこどもの割合(%)

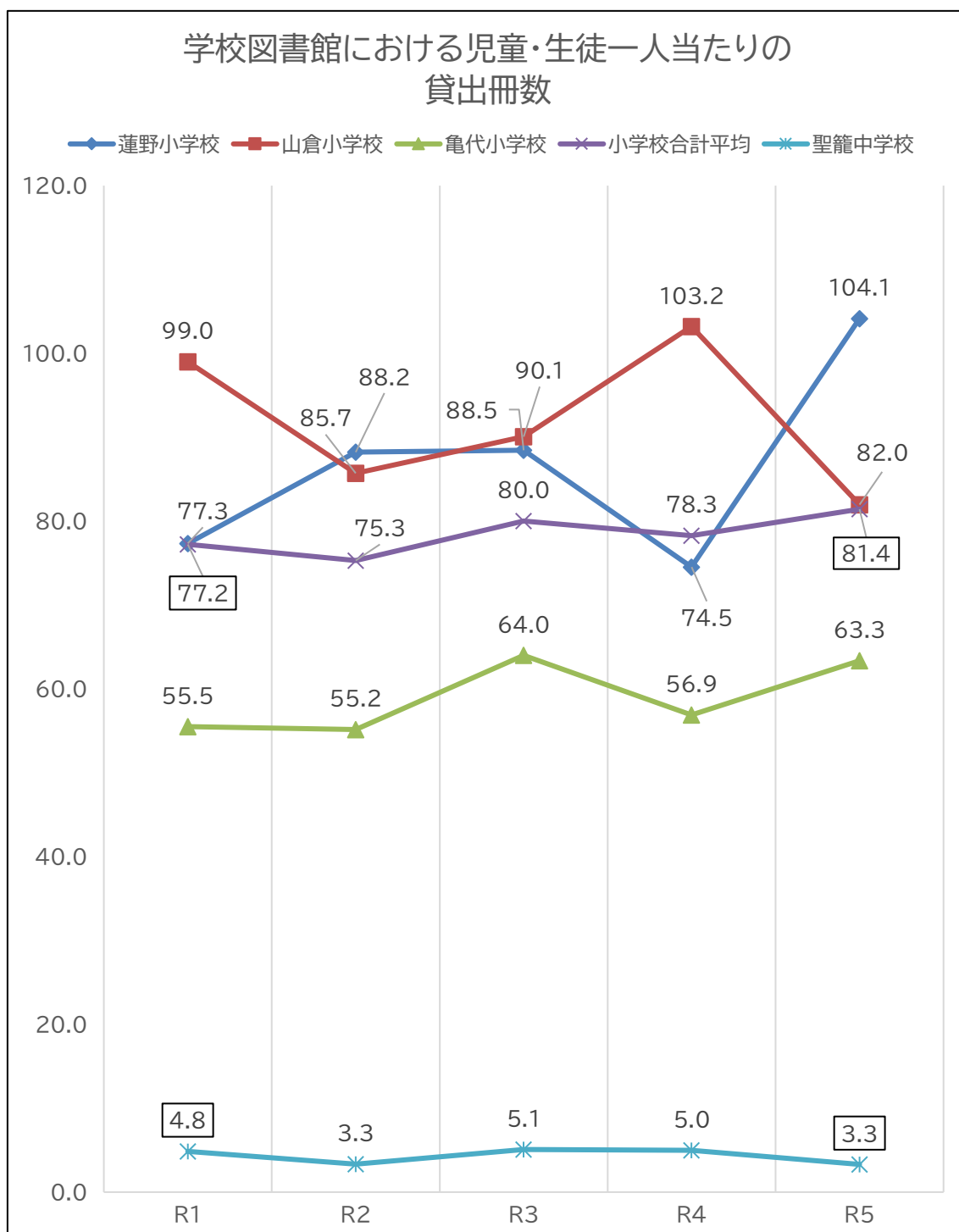
小学6年生

	R1	R5
聖籠町	19.8	30.7
新潟県	19.2	26.8
全国	18.7	24.5

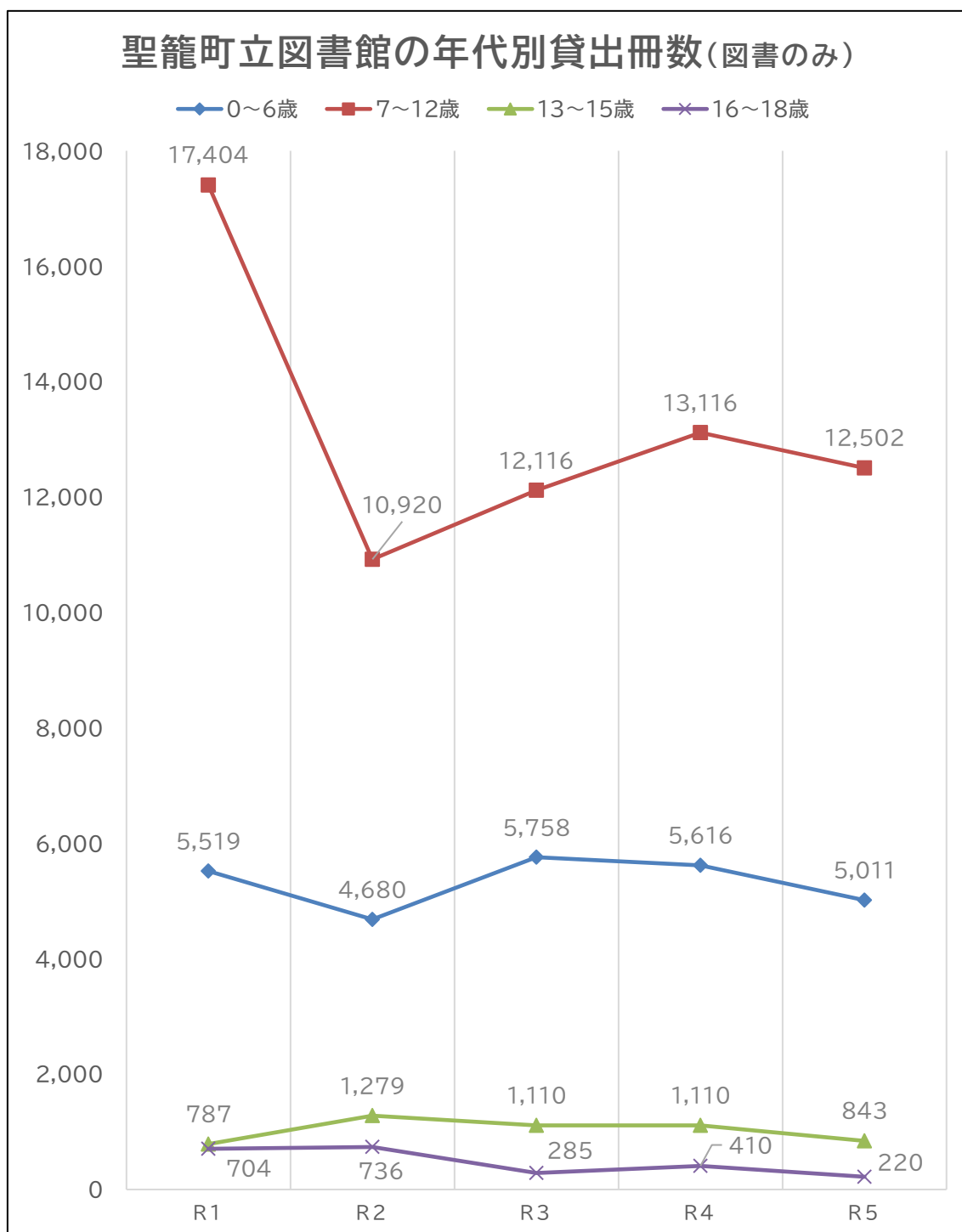
中学3年生

	R1	R5
聖籠町	32.6	39.1
新潟県	31.5	35.9
全国	34.8	36.8

町内小中学校の学校図書館におけるこども一人当たりの図書の貸出数については、令和元年度と令和５年度では、小学校平均では 77.2 冊 から 81.4 冊 に増加しましたが、中学校では 4.8 冊 から 3.3 冊 へと減少しています。



また、聖籠町立図書館の 0～18 歳までの貸出冊数は、コロナ禍の影響を受け、特に多読時期にあたる 7～12 歳においては大きく落ち込みました。その後も回復は進まず、一度失った読書習慣を取り戻すことの困難さが表れています。



以上のことから、第二次計画期間内においてのこどもの読書活動の状況は数字の上では成果が出ていません。

一方で、家庭、校園、地域が、町のこどもたちの発達段階に応じて読書環境づくりや広報・啓発活動を推進してきた事は、町内の関係機関の連携・協力体制を確立させました。取組は今後も継続し、こどもたちの読書環境づくりの基盤を守っていく必要があります。

また、より読書活動を推進するために、第三次計画ではこども一人一人に寄り添う一歩進んだ取組を加える必要性があります。

さらに拍車がかかる読書離れに対しては、時代の変化に合わせた読書支援を行っていきます。

小学生の町図書館見学



こども園
絵本コーナー



小学校
学校図書館

第2章 計画推進のための方策

1. 家庭における読書活動の推進

テレビ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及やこどもの生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、こどもの読書離れが指摘されています。

読書は、こどもの読解力や想像力、思考力、表現力を育みます。例えば、家に本を置いておく、本を話題にしてコミュニケーションを図る、図書館への訪問を習慣化する、親が読書を楽しむ姿を見せることなどは、こどもの読書習慣に良い影響を与えるとされています。家庭での読書活動は、生涯にわたる学びの基盤を築くにあたり非常に重要な役割を果たします。

[1] 二次計画の取組と成果

① 家庭での読み聞かせ

二次計画でも引き続き、ブックスタート※1 事業等により、健診時に絵本と読み聞かせの案内が届けられ、すべての家庭で読み聞かせを行うことができる環境となっています。

聖籠町立図書館の0～18歳の貸出冊数(全分類)の推移はp.9のとおりですが、19歳以上の大人世代の絵本の貸出冊数(下表)を見てみると、家庭での読み聞かせやこどものための本を親が借りている状況がうかがえます。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
19歳以上の絵本 貸出冊数	14,752 冊	12,501 冊	15,195 冊	13,424 冊	12,203 冊

※1 「ブックスタート」

地域で生まれた赤ちゃんと保護者を対象に、健診時に絵本や資料が入ったセットを手渡し、絵本との出会いを促す事業。

② 家庭での読書環境づくり

こどもの読書習慣は、何よりも家庭の中で、保護者とこどもがともに読書を楽しむ行動から自然に形作られます。また、乳幼児期からの読み聞かせは、こどもが身近な人とのふれあいや語りかけから愛情を感じ取り、良好な親子関係をつくりあげるための一助になります。

また、共働き世帯の増加などによる要因や、男性に対する育児の意識の変化などから、父親や祖父母等がこどもと一緒に図書館を利用したり、図書館が開催する読み聞かせ等のイベントに参加する家庭が増えています。

③ 家読(うちどく)の推進

第一次計画から推進してきた「家読(うちどく)」※²については、令和3年度に聖籠町校園読書推進委員会事務局が開始した「家読デー」※³などの取組により、「家読(うちどく)」という言葉が聖籠町のこどものいる家庭により浸透してきています。

家読(うちどく)おすすめ本リスト			
順位	タイトル	著者	出版社
1	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
2	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
3	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
4	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
5	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
6	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
7	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
8	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
9	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス
10	おうちで読もう	おうちで読もう 著	アリス



町図書館
家読コーナー



ブックスタート
セット

※²「家読(うちどく)」

「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。

※³「家読デー」

5月以降毎月第2土曜・日曜日。11月には全小学校で家読カードを利用した家読週間を行う。

[2] 課題

① 家庭を取り巻く環境の変化

「聖籠町人口ビジョン 2020 まち・ひと・しごと創生総合戦略子育て環境アンケート※4」では、子育て環境に対して不安に感じる部分としては「子育てと仕事の両立」「経済的な問題」などが挙げられており、また、令和 2 年度の時点で聖籠町の総世帯数 4,796 世帯中核家族世帯は 2,497 世帯(うち夫婦とこども、片親とこどもの世帯は 1,840 世帯(「新潟県統計年鑑 2023」より)と核家族化も進んでいます。

様々な環境の変化から、家族が子育てに費やす時間が減り、その中でこどもと一緒に読書を楽しむ時間を確保することがさらに難しくなっています。

② メディアコントロール※5

スマートフォン、タブレットなどの媒体が普及している現代では、インターネットを介して配信される様々なコンテンツが溢れています。そうしたものに時間を費やすことが多いため、アナログな本を用いた読書に割く時間が減少する傾向があります。大人自身の時間の使い方も、こどもと一緒に考える機会を設ける必要があります。

特に乳幼児期には、メディアの音声だけではなく「人の声」をたくさん耳にする機会を増やす必要があります。

※4 「聖籠町人口ビジョン 2020 まち・ひと・しごと創生総合戦略子育て環境アンケート」町民アンケートでは聖籠町の子育て環境について 7 割以上が満足しているものの、不満を感じているという回答があった。不満を感じている要因としては、保育・教育のサービス内容、子育てと仕事の両立、経済的な問題などが挙げられた。

※5 「メディアコントロール」

テレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォンなどの電子映像機器メディアに接する時間や、メディアに接する内容等を把握し、制限・制御(コントロール)すること。

[3] 家庭における取組

ア. 家庭内の取組

① 家庭での読み聞かせ

読み聞かせは、絵本の世界を楽しむためだけでなく、家族間のコミュニケーションを深める効果もあります。そのため、TVやインターネット上の読み聞かせ動画を見せるのではなく、触れあいの中で本を楽しむことが求められます。

【具体的な取組・方策】

- ・家庭での読み聞かせの実践(継続)
- ・「おすすめの本」などのリストの活用(継続)
- ・町立図書館、学校図書館、園の絵本の部屋(コーナー)などの活用(継続)

② 家庭での読書環境づくり

子どもたちが読みたいときにいつでも本を手にとれる環境づくりが必要です。また、家族でスマートフォンなどの利用についてルールを作り、読書をする時間を確保する必要があります。保護者自身が読書を楽しむことも、子どもの読書への関心を引き出します。

【具体的な取組・方策】

- ・親子で読書を楽しむ時間を生む工夫(継続)
- ・講座・講演会への参加(継続)

③ 家読(うちどく)の推進

図書館や幼稚園・こども園、小中学校で家読(うちどく)に関する様々な取組や活動が行われています。また、図書館には家読におすすめの本のコーナーもあります。それらを活用し、家庭での読書時間を増やしていく必要があります。

【具体的な取組・方策】

- ・家読(うちどく)に関する取組への参加(継続)

イ. 町等の取組支援

① 保護者の啓発

園・小中学校では、家庭での読書体験の大切さをお便りや保護者と接する様々な機会に情報発信をしていきます。また、メディアコントロールの重要性を各家庭に伝え、読書時間の確保を促します。

図書館では、お便りやホームページ等を通じて、読書に関する様々な情報を提供し、こども読書活動について理解と関心を深めるための広報・啓発に努めます。また、読み聞かせの講座やイベント等を通じて、家庭での読書活動の基盤を作る支援を行います。

【具体的な取組・方策】

(幼稚園・こども園・保育園)

- ・園だよりやクラスだより等を活用した保護者への啓発(継続)
- ・入学説明会や参観日等を利用した保護者への啓発(継続)

(小中学校)

- ・家庭におけるメディアコントロールの推進(継続)
- ・学校のホームページや、学校だより・図書館だより等による保護者への啓発(継続)

(図書館)

- ・ホームページを活用した本の紹介(継続)
- ・広報やチラシなどによる読書活動の推進(継続)
- ・イベントや講座等による家庭内読書活動の支援(新規)

② 家読(うちどく)の推進

図書館や幼稚園・こども園・保育園、小中学校で家読(うちどく)に関する様々な取組や活動を行います。

【具体的な取組・方策】

- ・家読(うちどく)に関する取組の実施(継続)
- ・「家読(うちどく)デー」の推奨(継続)

2. 園・学校における読書活動の推進

I. 幼稚園・こども園・保育園

こどもたちは、園など家族とは別の集団の中で過ごすことで、世界を大きく広げます。他者と一緒に絵本や物語を楽しみ、未知の世界への興味をもつことは、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。

園での読書活動は、「おはなし」と「現実」の境目がまだ曖昧な、感性豊かなこどもたちの情緒の発達に寄与するとともに、読書を喜びに結び付ける大切な役割を果たします。

聖籠町では、町立の幼稚園 1 園と私立認定こども園が 4 園、令和 7 年度には私立保育園 1 園が新設されます。体制が変わっても、町のすべてのこどもが平等に読書支援を受けられるよう、連携を継続していきます。

[1] 二次計画の取組と成果

① 本に親しむ機会の充実

町立・私立の園においては、絵本を保育の中でも重要な要素として捉えており、園の活動の中で読み聞かせに取り組んでいます。乳幼児には1対1で触れ合いながらの読み聞かせを行っている園もあります。

② 絵本の部屋の環境整備

各園でこどもたちが絵本に触れられるコーナーが設置されています。外部研修への参加や職員の間で年齢に合った絵本の情報共有なども行われています。

③ 家庭への絵本の貸出

各園において頻度の違いはあるものの、貸出が行われています。また「絵本カード」に家で絵本を読んだ人(父・母等)を記入してもらっている園もあります。

④ 家庭への広報・啓発

園だよりの中ですべての園が絵本や読み聞かせについて伝えています。保護者会や入園説明会等で、読み聞かせの大切さを説明するとともに、保護者にこどもたちが親しんでいる絵本を実際に手に取れるようにしている園もありました。

[2] 課 題

保育者によるものだけではなく、今後も町内のこどもたちが平等に読書に触れる機会を得られるよう、図書館などと連携した取組も継続して行う必要があります。

① 環境の整備と職員のスキルアップ

各園個別で環境整備や職員研修は行われていますが、町のこどもたちがみな平等な読書環境の下で本の世界を楽しめるよう、様々な機会での共有していく必要があります。

② 町立図書館・ボランティアとの連携

町立から私立の園への体制の切り替わりもあり、図書館と連携して行われる訪問事業※⁶の回数は減少傾向にあります。また、ボランティアによる読み聞かせもなくなりました。

③ 保護者への啓発

共働き世帯が多く、スマートフォンなどのデジタル媒体の利用がさらに増えており、時間を作って絵本を読んであげることが難しい状況です。

今後も家庭での読み聞かせの大切さを伝えていくことが課題となっています。



こども園
絵本コーナー

※6 「訪問事業」

町内の各種団体が図書館を訪問し、館内を見学したり本を借りたり読み聞かせを体験したりする事業。図書館職員が各種施設に赴く場合もある。

[3] 取 組

① 本に親しむ機会の充実

日々の園生活の中で定期的に読み聞かせの時間を設け、すべてのこどもたちが絵本に親しむことができるように機会の充実を図ります。

【具体的な取組方策】

- ・園生活の中での計画的・定期的な読み聞かせ(継続)
- ・発達段階や障がいに応じた多様な読書支援(継続)

② 絵本の部屋(コーナー)の整備・職員のスキルアップ

図書館の団体貸出※⁷を活用し、こどもの成長や興味関心に合わせて本を選び、こどもの読書への喜びを引き出すことができるように環境を整備します。また、研修などで得たものは全体で共有していけるよう、方策を検討します。

【具体的な取組方策】

- ・絵本の部屋(コーナー)の整備(継続)
- ・年齢に合わせた蔵書の整備(継続)
- ・職員研修によるスキルアップ(継続)
- ・園同士の連携・情報共有(新規)

③ 家庭への絵本の貸出

園から家庭への定期的な絵本の貸出を今後も継続し、家読(うちどく)を推進します。

【具体的な取組方策】

- ・家庭への定期的な絵本の貸出(継続)

④ 町立図書館との連携

町立図書館からの団体貸出を活用し、園内の読書環境をさらに充実させます。また、図書館訪問事業やボランティアを活用し、読み聞かせや読書体験の幅を広げます。

【具体的な取組・方策】

- ・町立図書館訪問事業の活用(継続)
- ・ボランティアによる読み聞かせ会の実施(再掲)

⑤ 保護者への啓発

園便りや、保護者が集まるあらゆる機会を利用して、家読(うちどく)の習慣化、絵本を通じた親子の触れ合いの大切さ、デジタル媒体への依存の注意喚起等についての情報発信を行います。

【具体的な取組・方策】

- ・園便りやクラス便り等を活用した保護者への啓発(継続)
- ・入学説明会や参観日等を利用した保護者への啓発(継続)

町図書館での
幼稚園・こども園児
絵画展示

町図書館での
読み聞かせ

町図書館による
こども園訪問事業

※7「団体貸出」

町立図書館が、町内各種団体に対して原則1ヶ月間100冊を上限に図書館資料を貸し出す制度。

Ⅱ. 小中学校

こどもが読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。学校図書館がこどもたちにとって身近で楽しい場所であるとともに、主体的に学ぶことができる「学習・情報センター」としての機能を十分に果たせるよう、学校図書館図書標準※⁸を踏まえた幅広い資料を収集・提供します。

令和2年度には、GIGAスクール構想により、児童・生徒に1人1台タブレット端末が支給され、学習環境が大きく変化しました。インターネット上の情報へ気軽にアクセスできるようになった一方、情報リテラシー※⁹が十分に身に付く前の児童・生徒が不確かな情報に触れてしまう恐れもあります。タブレットでの情報提供について検討し、多様な資料が活用できる環境を整備します。

また、すべてのこどもが平等に読書を楽しめるよう、読書に際し様々な困難を伴うこどもへの支援にも力を入れていきます。

これからも読書環境の多様なニーズに応えていくため、町立図書館やボランティア、こどもの読書活動に関わる関係機関との連携を進めていきます。



小学校
学校図書館

※⁸「学校図書館図書標準」

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されたもの。学校の規模に応じて目標蔵書数が定められている。

※⁹「情報リテラシー」

情報を適切に収集、評価、利用し、あらゆる情報源から情報を正しく読み取る力。

[1] 二次計画の取組と成果

① 学校図書館の整備・充実

学校図書館図書標準を踏まえて蔵書の更新を進めています。特に、情報が古く活用が難しい資料の除籍を進めました。棚の移動、配架方法の変更、分類サインを工夫するなどこどもたちが本を手に取りやすい環境を整えました。

また、学校図書館が担う「学習・情報センター」としての役割においては、学校司書が校内の資料のみに拠らず、町立図書館の資料を活用し授業に提供することで調べ学習を充実させました。

② 司書教諭^{※10}、学校司書^{※11}の配置

町内全ての小中学校に司書教諭・学校司書が配置されています。

令和 4 年度より各校の学校長を学校図書館の館長に任命し、学校長の指揮のもと、年間を通じて様々な読書活動を実施しています。また、学校図書館研修会により、担当職員のスキルアップに努めました。

小学校では、学校司書による読み聞かせ、調べ学習に必要な資料の貸出、ブックトーク^{※12}等を実施しています。

中学校では、愛校週間に合わせて図書委員や先生のおすすめ本を展示し昼休みの校内放送等で紹介を行う等、読書に親しむ機会を作りました。

③ 読書時間の確保・読書の習慣化

朝読書を継続し、読書の習慣化を図りました。

平成 28 年度より町内で名称を統一して継続している「家読(うちどく)」の取組により、家庭における読書が浸透するよう努めました。

※10「司書教諭」

学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭。平成 15 年度より 12 学級以上の学校に司書教諭の配置が義務づけられている。

※11「学校司書」

学校図書館の業務に携わる職員で、図書の貸出や選書・整理等を行う。平成 27 年度より、学校司書の配置が努力義務となっている。聖籠町では、すべての小・中学校に配置されている。

※12「ブックトーク」

読書案内の手法の一つ。読み聞かせと異なり、あるテーマに沿って何冊かの本を紹介することで、読書意欲を喚起することを目的とする。

[2] 課 題

① 学校図書館の整備・充実

学校図書館図書標準を目安に新刊本を購入すると同時に、情報の古い本や傷んだ本を除籍しないと、こどもにとって魅力ある書棚になりません。合わせて、障がいのある子や外国籍の子などが読書に親しめる資料や読書環境の整備も必要とされています。

また、小中学校と町立図書館の蔵書をオンラインにより一括管理している図書館システムをこれまで以上に活用するため、書誌情報を整理、統合する必要があります。

② 司書教諭、学校司書の配置

小学校・中学校を通じこどもの発達段階に応じて本に親しむ機会を提供するため、また、障がいのある児童・生徒の特性、生活経験などを考慮して適切な読書環境を整えていくために、専門知識を持った司書教諭と学校司書の継続的な配置が望まれます。

③ 図書や学校図書館を使った調べ学習の減少

GIGA スクール構想により令和 2 年度に町内の小中学生に1人1台のタブレット端末が支給されました。これまで学校図書館の資料を利用していた調べ学習でも、タブレット端末の使用が多くなり、資料や学校図書館を使った学習は減少傾向にあります。タブレットでの学習のみに偏るのではなく、多様な資料を活用できるこどもたちを育てていく必要があります。

④ 読書時間の確保・読書の習慣化

家庭での「家読(うちどく)」について、継続した取組を行っていますが、こどもや家庭によって差が生じています。すべてのこどもが読書と触れ合えるよう、今後も学校において朝読書など読書習慣を身に付ける時間を確保していく必要があります。

[3] 取 組

① 学校図書館の蔵書の整備・充実

児童・生徒の様々な興味、関心、必要性などに応える魅力的な学校図書館となるよう、情報が古くなった図書資料の更新を行うとともに、学校図書館図書標準を踏まえた図書資料の計画的整備・充実を進めます。また、1人1台導入されたタブレット端末を活用した資料提供サービス、読書に困難を抱えるこどもたちに向けた資料の充実を行います。

【具体的な取組方策】

- ・学校図書館図書標準を踏まえ、様々なこどものニーズに合わせた蔵書の整備・充実(継続)
- ・タブレット端末を活用した資料提供サービスの検討(新規)

② 司書教諭・学校司書の配置

学校図書館を魅力的な本と出合える「読書センター」並びに調べ学習に対応する「学習・情報センター」として活用するために、司書教諭・学校司書の継続した配置を要望しています。

司書教諭・学校司書は、学校図書館長である学校長のもと、こどもたちが本を読むことに興味を持てるような事業や取組を行います。

【具体的な取組方策】

- ・学校司書による読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル^{※13}などの実施(継続)
- ・読書旬間(週間)事業の充実(継続)

※13 「ビブリオバトル」

本の紹介を中心としたコミュニケーションゲーム。発表参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、1人ずつ本の紹介とディスカッションを行う。全ての発表の後、どの本が読みたくなったか投票を行い、「チャンプ本」を決める。

③ 学校図書館を活用した授業の推進と施設の充実

学校図書館を調べ学習に活用できるよう蔵書の充実を図り、「学習・情報センター」として教職員が積極的に活用していくよう努めます。

配架やサインを工夫することで、こどもたちが本を探しやすく、必要とする資料に出合えるように環境を整備します。

【具体的な取組方策】

- ・学校図書館を活用した調べ学習の充実(継続)
- ・利用しやすい配架や案内板や標識による環境整備(継続)

④ 読書時間の確保・読書の習慣化

朝読書など読書の時間を定期的に設定し、クラスで一緒に読書をするこによりこどもたちの読書意欲を喚起し、読書の習慣化を図ります。

【具体的な取組方策】

- ・「朝読書」などの読書時間の確保(継続)

⑤ 学校図書館利用指導

年間計画に沿って規則やマナー、検索の仕方等学校図書館の活用に関する基礎的・基本的能力を育成します。また、こどもたちの主体的な図書委員会活動の支援を図ります。

【具体的な取組方策】

- ・学校図書館利用に関する基礎的・基本的能力の育成(継続)
- ・図書委員会活動の支援(継続)

⑥ 学校内の協力体制の確立

司書教諭や学校司書が中心となり、館長である学校長の指導のもと、校内研修等を通じ教職員全体の共通理解を図り、校内の体制づくりを構築します。

【具体的な取組方策】

- ・教職員研修の充実(継続)

⑦ 学校図書館に係る情報ネットワークの活用

学校及び町立図書館相互の間でオンライン化したシステムをこれまで以上に活用するため、書誌情報の整理を進めます。

【具体的な取組方策】

- ・書誌情報の整理(継続)

⑧ 町立図書館・ボランティアとの連携

町立図書館の団体貸出を利用し、学級文庫や学習のための資料の充実を図り、朝読書等にも役立てます。町内施設の見学や職場体験等の授業でも町立図書館を利用し、こどもたちにとって身近な場所だと感じられるよう活用します。

また、地域学校協働本部※¹⁴のこどもサポーター※¹⁵による定期的な読み聞かせや図書整理の実施等、読書環境整備を図ります。

【具体的な取組方策】

- ・町立図書館の団体貸出の活用(継続)
- ・授業での町立図書館利用促進(継続)
- ・ボランティアによる読み聞かせ会・図書整理等の実施(継続)

⑨ 保護者の啓発(再掲)

読書体験の大切さを家庭へ発信するとともに、町立図書館と連携し、様々な機会を通じて保護者に「家読(うちどく)」の推進に関する啓発を行います。

町内小中学校で足並みをそろえてメディアコントロールの重要性を各家庭に伝え、読書の時間を確保していきます。

【具体的な取組方策】

- ・「家読(うちどく)デー」の推奨(継続)
- ・家庭におけるメディアコントロールの推進(継続)
- ・学校のホームページや、学校だより・図書館だより等による保護者への啓発(継続)

※14 「地域学校協働本部」

地域と学校が連携・協働し、地域全体でこどもたちの成長を支えていく活動（地域学校協働活動）をコーディネートする組織。

※15 「こどもサポーター」

聖籠町において、教育活動の手伝いをするボランティアのこと。

3. 町立図書館における読書活動の推進

こどもにとって公共図書館は、ひとりの利用者として、自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを体験し、豊かに広がる知識の世界に触れることができる場です。

町立図書館は、町の読書活動推進の拠点として、すべてのこどもがいつでも安心して読書を楽しむことができるように、本の貸出やおはなし会等のイベント開催のほか、小学校への移動図書館車の巡回、団体貸出、訪問事業等、様々な形でこどもの読書活動の推進を今後も継続して行っています。

また、関係施設やボランティアとの連携・協力を一層進めるとともに、すべてのこどもたちが平等に読書を楽しめ誰もが利用しやすい蔵書環境を整えていきます。

[1] 二次計画の取組と成果

① 児童書の整備

聖籠町立図書館の児童書は令和元年度末 50,057 冊から令和 5 年度末 53,942 冊となり、令和 5 年度末時点で全蔵書の約 32%を占めています。

② こどもと本をつなぐ事業の開催

図書館主催の「おはなし会」や様々な読書イベントを、年代・ターゲット別に開催しました。その他、第一次から第二次計画において推進してきた訪問事業は、コロナ禍を経て依頼数の減少はあるものの町内の関連施設との連携事業として定着しました。

ブックスタート事業から園・小学校・中学校と、こどものライフステージに合わせ、どの段階でも図書館と関わりが持てるよう、関係施設と連携して取組を行いました。

③ 移動図書館車の更新

二代目移動図書館車「ふれあい文庫」の老朽化に伴い、三代目の移動図書館車「としよまる」号を導入しました。これにより、小学校への巡回を継続しています。

[2] 課 題

① コロナ禍を経て落ち込んだ図書館利用

第二次計画期間中、コロナ禍により図書館の利用が制限される期間がありました。図書館を利用する習慣が一度途絶えたことが、その後通常の開館に戻っても影響を残しています。

回復の手立てとして様々な事業を企画し、イベント開催数を増やしましたが、減少傾向に歯止めをかけることができません。読書活動の重要性を伝える根本的な啓発により力を入れていく必要があります。

② 多様な子どもたちに対応した読書環境の整備

第一次・二次計画では、こどもの発達段階に合わせた環境整備の土台を築いてきました。今後はさらに、読書に際し様々な障がい(身体障がい・発達障がいや日本語以外を母国語としている等)があり、他の子どもより読書に困難を伴うこどものための環境整備や支援の充実を行う必要があります。

電子書籍を含む、アクセシブルな資料※¹⁶の収集や一人一人のニーズに合わせたサービスを検討する必要があります。



※16 「アクセシブルな資料」

読書バリアフリー法第2条第2項において、「視覚障害者等が利用しやすい書籍」と定義されている。点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍等を指す。

[3] 取 組

① 児童書の整備

こどもたちの年齢や発達段階だけでなく、一人一人の個性に応じたアクセシブルな資料の充実を図ります。

また、誰でも蔵書を活用して手に取りやすいコーナー展示等の環境整備を図ります。

【具体的な取組・方策】

- ・年齢や発達に合った資料の収集と提供（継続）
- ・探しやすいこどもの興味を引くコーナー展示の設置（新規）
- ・特別な支援が必要なこどもたちへの環境整備（新規）

② こどもと本をつなぐ事業の開催

町内関係施設と連携をさらに進め、ボランティア等の協力も得ながら館内外での絵本の読み聞かせ等、こどもたちが本と親しめる機会を増やします。

応募型の参加者を募るイベントについては、「こどもアンケート」等をもとに、ニーズを把握し再検討を行います。

【具体的な取組・方策】

- ・既存の事業の再検討（新規）
- ・訪問事業の開催（継続）
- ・こども向け事業の実施（継続）

③ ブックスタート事業等の実施

関係機関と連携を図りながら、ブックスタート事業を継続します。また、出産前の段階から、こどもへの読書の重要性を伝える取組を今後も行っていきます。

【具体的な取組・方策】

- ・出産前の家庭への啓発（継続）
- ・ブックスタート事業、ブックスタートプラス事業の実施（継続）

④ 図書館の利用促進

図書館の利用方法や読書の楽しさを伝えるため、幼稚園・こども園・保育園、小中学校からの見学の受け入れを継続していきます。

また、「1 日こども図書館員」の実施や「職場体験」の受け入れを継続し、図書館の仕事を広く伝え、利用を促します。

【具体的な取組・方策】

- ・図書館見学や職場体験の受入(継続)
- ・図書館の仕事を伝える企画の実施(継続)

⑤ 団体貸出の推進

こどもたちが手に取りたい魅力的な本を中心に選書し、各関係機関の蔵書を補うことによりこどもたちの読書活動を充実させるため、定期的な団体貸出を今後も継続していきます。

【具体的な取組・方策】

- ・こども園、幼稚園、保育園、小・中学校、児童館※¹⁷等への団体貸出の推進(継続)



町図書館
「1 日こども図書館員」

※17 「児童館」

児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つであり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設」のこと。

⑥ 移動図書館車「としよまる」の巡回

三代目移動図書館車を活用し、町内の3小学校を巡回・貸出を行うことにより、1人で図書館へ来館することが難しいこどもでも図書館の本に親しめる機会を提供します。また、様々な機会に移動図書館車を利用し、図書館利用をPRします。

【具体的な取組・方策】

- ・移動図書館車の巡回(継続)
- ・移動図書館車の様々な場所での活用(新規)



町図書館による
聖籠緑地との共催事業
「本 to ピクニック」

⑦ 中・高校生向けサービスの再検討

不読率が高く、非常に多忙で図書館利用率が低い中・高校生の世代に向け、居場所としての図書館の利用など、別の観点から図書館や読書に興味を持てるような新たな取組を行います。町内外の関係機関と連携し、「こどもアンケート」等をもとに、ニーズに合わせたイベントについて再検討を行います。

【具体的な取組・方策】

- ・関係機関と連携した企画の実施(新規)
- ・テーマ展示の充実(継続)

⑧ ボランティアとの協働・こども読書活動関係人口の増加

読み聞かせや様々なイベントでボランティアと協働することで、こどもと地域との関わりを促進します。こどもの読書活動に興味関心を寄せる大人の数を増やすよう努めます。

【具体的な取組・方策】

- ・ボランティアグループとの共催事業の実施(継続)
- ・新たなボランティアの育成や読み聞かせなどの講座の実施(継続)

⑨ 読書活動の広報・啓発

図書館事業や読書に関する様々な情報、ブックリスト等をお便りなどの紙媒体や図書館ホームページ等のインターネット情報を通じて広報し、こども読書活動について理解と関心を高め、読書の楽しみを発信していきます。

【具体的な取組・方策】

- ・ホームページを活用した本の紹介(継続)
- ・広報などによる読書活動関連情報の発信(継続)

⑩ こどもの読書活動に関わる関係機関・団体との連携

幼稚園・こども園・保育園、小中学校など、図書担当職員及び関係機関・団体所管課の職員と連携し、情報共有を図ります。定期的に会議を開催し、こどもの読書活動に関する意見交換を行います。

【具体的な取組・方策】

- ・こども読書関係施設・団体担当者との連絡会議の開催(継続)
- ・こども読書推進会議の開催(継続)

⑪ 職員研修と人材育成の推進

児童担当職員には館内外で研修の機会を設け、資質向上を図るとともに、館外のこども読書活動関係者に研修機会の情報提供を行うなど、人材育成を推進します。

児童担当職員を育成し、児童サービスのさらなる充実に努めます。

【具体的な取組・方策】

- ・研修による職員の資質向上(継続)
- ・児童担当職員等の育成(継続)

4. 関係機関・団体等の協力、連携

聖籠町には、園、学校、図書館の他にも、こどもや親が訪れ関わる施設があります。保健福祉センターや児童館、放課後児童クラブ※¹⁸ 等でいつでも本を手にとれるよう環境を整えることで、こどもたちの生活の様々な場面においてより読書を身近にしていけることができます。また、町立図書館からの団体貸出や訪問事業を活用することで、こどもたちが図書に触れ合う機会を創り出していきます。

[1] 二次計画の取組と成果

保健福祉センター、児童館、放課後児童クラブは、それぞれの施設での所蔵分以外に、図書館からの団体貸出を継続して利用することにより、読書環境の整備に努めました。またこれらの施設へ町立図書館職員が出向いて読み聞かせを行うことなどにより、図書館利用に繋がりました。

[2] 課 題

各施設における所蔵本は寄贈で対応しているため、新しい蔵書がなく傷みが目立ってきています。このため、寄贈によらない蔵書の整備が必要です。

また、職員による読み聞かせや図書館訪問事業の活用やボランティアへの読み聞かせの依頼などで、体験を通じた読書の楽しさを提供するなど、積極的な読書推進の取組も必要です。

※18 「放課後児童クラブ」

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る事業。町内の3小学校区で開設されている。

[3] 取 組

① 保健福祉センター(保健福祉課)

町立図書館と連携し、ブックスタート事業を継続します。また、図書館の団体貸出を利用し、保健福祉センターを訪れる親子が、いつでも絵本に触れることができるようにします。

【具体的な取組・方策】

- ・所蔵資料の整備(新規)
- ・図書館の団体貸出の活用(継続)
- ・ブックスタート事業などの実施(継続)
- ・出産前の家庭の啓発(継続)

② 児童館(子ども教育課)

児童館を訪れるこどもたちが読書に触れ合うことができるよう、図書館の団体貸出を活用して図書コーナーの充実を図ります。

【具体的な取組・方策】

- ・所蔵資料の整備(新規)
- ・児童館における蔵書の整備(継続)
- ・児童館における読み聞かせの実施(継続)
- ・各集落の育児サークルでのおはなし会等の開催(継続)

③ 放課後児童クラブ(子ども教育課)

児童クラブを利用するこどもたちがいつでも本を手にとれるよう、蔵書の整備を行います。また、ボランティアの協力を得てこどもたちが読書に触れる機会を増やします。

【具体的な取組・方策】

- ・所蔵資料の整備(新規)
- ・町立図書館の団体貸出の活用(継続)
- ・放課後児童クラブにおける読み聞かせの実施(継続)

参考資料

- ・資料1 第二次計画における町立図書館の数値実績
- ・資料2 移動図書館車の学校別一人当たり貸出冊数
- ・資料3 町立図書館から小中学校への団体貸出冊数
- ・資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）
- ・資料5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
（令和元年法律第 49 号）

資料1 第二次計画における町立図書館の数値実績

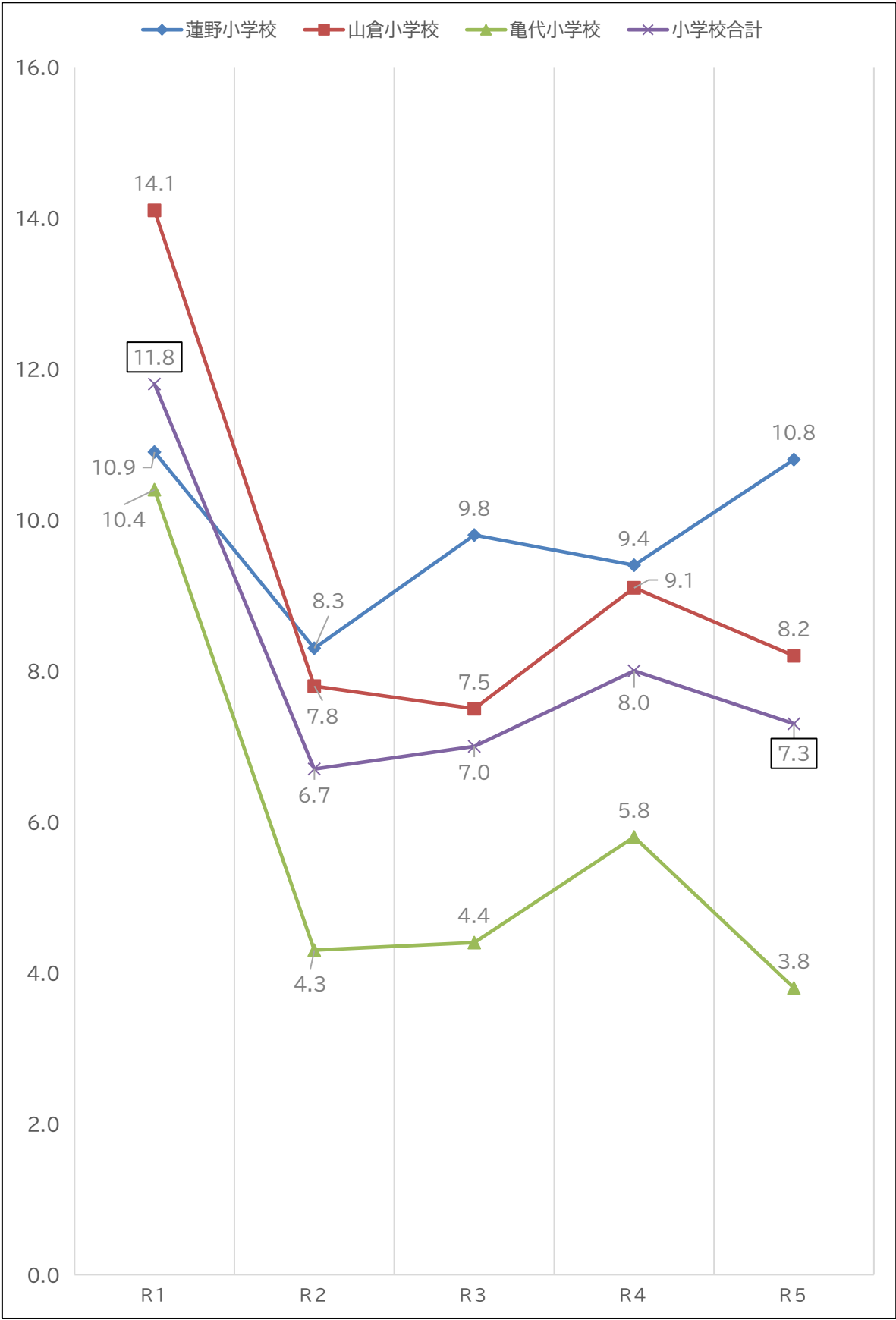
指 標	R1	R2	R3	R4	R5
児童図書貸出冊数	65,789 冊	54,287 冊	64,234 冊	60,927 冊	57,390 冊
0～18 歳貸出利用者数	7,351 人	5,288 人	5,803 人	6,545 人	5,815 人
児童図書蔵書冊数	50,057 冊	50,982 冊	51,971 冊	52,939 冊	53,942 冊
おはなし会(一般入館者)参加者数	503 人	241 人	258 人	345 人	418 人
団体貸出利用冊数	21,566 冊	19,536 冊	23,043 冊	20,957 冊	20,760 冊

(参考)園と町立図書館が連携して行うおはなし会参加者数

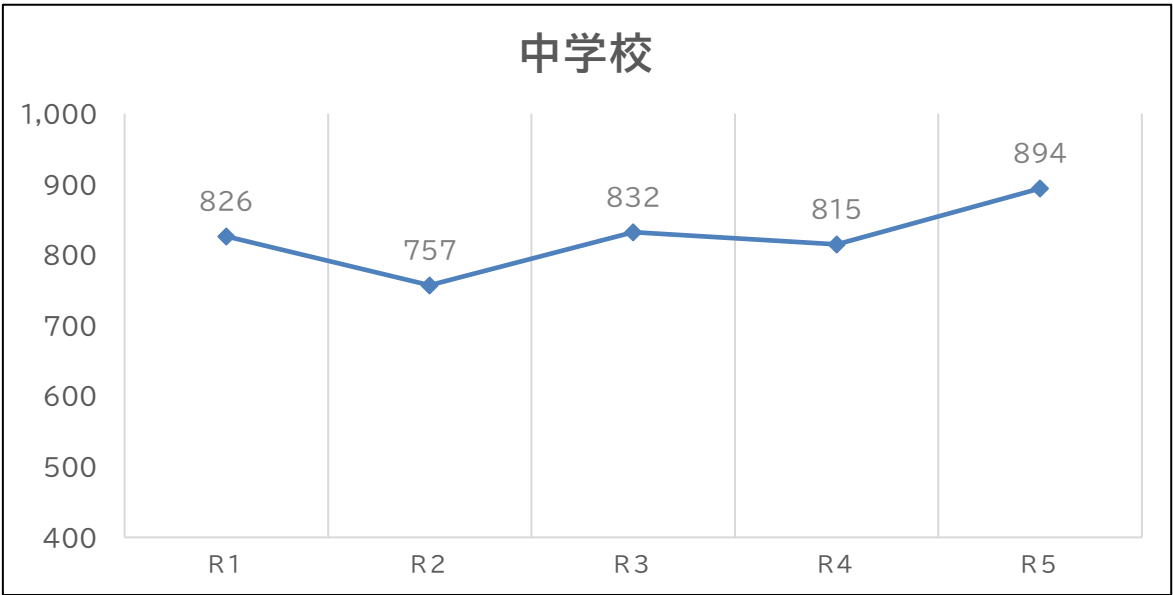
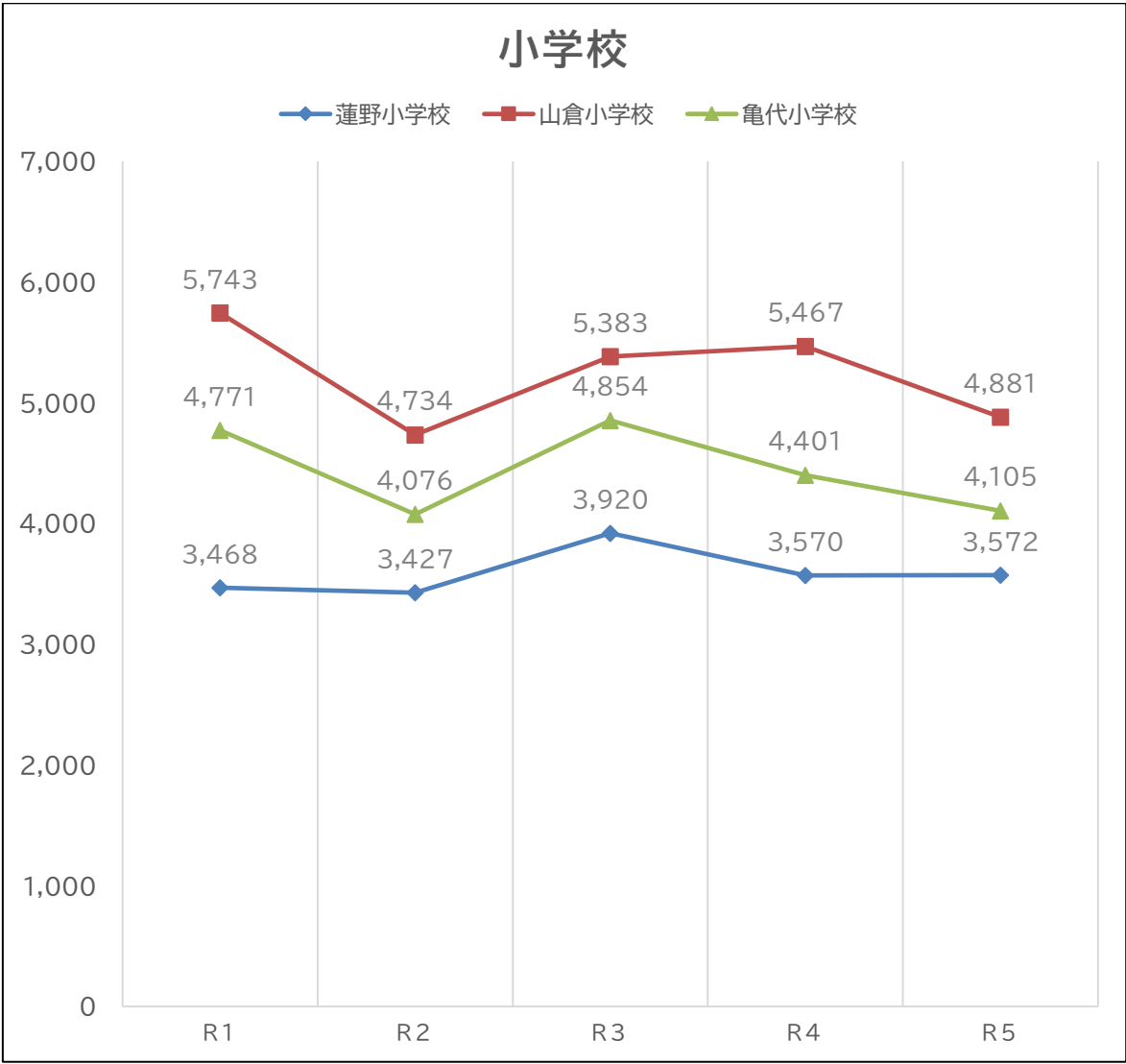
対 象 者	R1	R2	R3	R4	R5
園児(館内)	1,404 人	578 人	656 人	509 人	461 人
園児(出張)	572 人	936 人	761 人	261 人	325 人
計	1,976 人	1,514 人	1,417 人	770 人	786 人

※R4 年度:町立こども園 3 園→町立幼稚園 1 園、私立認定こども園 4 園の体制に移行

資料2 移動図書館車の学校別児童一人当たりの貸出冊数



資料3 町立図書館から小中学校への団体貸出冊数



資料4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年法律第49号)

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本計画等(第七条・第八条)

第三章 基本的施策(第九条—第十七条)

第四章 協議の場等(第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著

しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインター

ネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをイ

インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第三次聖籠町こども読書活動推進計画

令和 7 年 3 月
聖籠町教育委員会

事務局：聖籠町立図書館

〒957-0117 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1560 番地 1

TEL 0254-27-6166 FAX 0254-27-6167

E-mail info@lib-seiro.jp